

防災リーダー

市では、1月19日、2月9日・23日の日曜日に「防災リーダー養成講座」を開催しました。3日間のカリキュラムを修了し、最終日の防災士試験に合格した38人が防災リーダーとなりました。

防災リーダー養成講座では、▽命を守る防災気象情報 ▽安全な避難行動 ▽巨大地震の仕組みと被害想定 ▽災害医療の現場についてなどの防災に関する講義のほか、炊き出し訓練や救急講習などの実技を学びました。今後は、各種防災講座に参加するなど絶えずスキルアップに努めてもらいたいと思います。市としても、情報提供や活動サポートなどのバックアップに努め、連携を図っていききたいと考えています。

大災害時には公的援助が遅れることが予想されます。そのような場面で、防災リーダーの方々が避難誘導や避難所運営などで活躍することを期待するとともに、平時から市が開催する災害

図上訓練(DIG)などの防災訓練や地域で開催される防災行事に参画し、地域において防災活動をリードしてもらいたいと思います。



講座の様子

「土岐市ホットライン763」が始まります。

4月21日より、エフエムP i (76.3MHz)で隔週月曜日の午前11時から15分間(翌週の同時時間帯に再放送)の番組を放送します。市からのお知らせや市政情報などに加え、防災に関する備え、災害が起こった時の対応・対策などの情報を交えた内容となっています。また、災害時には同局で市の災害情報を放送します。ぜひお聴きください。

消費生活のお話 〈他人事じゃない!? 怖〜いトラブル〉

秘書広報課広報広聴係（内線186）

4月1日から消費税が8%に。消費生活での注意点！

■通信販売

通常の売買と異なり、注文日と商品の引き渡し日にタイムラグがあります。経過措置が適用される場合(※)のみ、3月31日までの注文で4月30日までに引き渡しされれば、消費税は5%になります。それ以外については、3月31日に注文していても、4月1日以降の引き渡しであれば8%の消費税が課せられます。

※平成25年9月30日までに販売価格などの条件が提示されていること

インターネット販売では商品や価格が頻繁に改訂されることが通常であり、数カ月にはわたって価格などが変更されないことはあまりありません。そのため、4月1日以降の引き渡しであれば、8%となることが多いと想定されます。

■携帯電話利用料金

3月31日までの利用分は5%、4月1日以降の利用分は8%の消費税となります。請求日ではなく、利用日が基準となります。

消費税の詳しい内容は、国税局のホームページをご覧ください。

消費生活相談窓口

場 所 市役所1階 広報広聴係
常 設 月～金曜日・午前9時～午後4時
巡回相談 毎週木曜日・午前10時～午後4時（予約優先）
※相談には、できるだけ契約者本人がお越しください。

